

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都小金井市長

## 公表日

令和5年6月27日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所







3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul> <p>3. 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</li> </ul> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</li> </ul>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民部市民課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 ※削除者を含む
その必要性	法令に基づき住民基本台帳を作成し必要に応じて住民票に記載、削除又は修正すべきとされているため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)  [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報 )</li> </ul>
その妥当性	識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 連絡先等情報: 住民票記載項目管理のために保有 業務関係情報: 住基法第7条(住民票の記載事項)および住基法第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)にて住民票に記載すべきものとなっている。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月14日
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )	
③使用目的 ※	番号法及び住基法に基づき、個人番号を住民票に記載するため。	
④使用の主体	使用部署	市民部市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 ・住民からの転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出等を受け、住民票の記載、消除又は記載の修正を行い、住所地の変更を伴う場合は本籍地市町村に対して通知を行う。 ・住民票の記載事項に変更があった際、都道府県知事に対して通知を行う。 ・転入届に基づき住民票の記載をした際、転出元市町村に対して通知を行う。 ・本人、同一の世帯に属する者又は第三者の請求による住民票の写し等の交付を行う。 ・出生届、海外からの転入(個人番号未指定の場合)等における個人番号未指定者に対して、機構へ住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 ・住民基本台帳情報の庁内連携や、他団体からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。
	情報の突合	・住民からの転入届等を受けて、転出先の市長村から転出証明書情報を受領し、転入届情報と突合を行い、転入情報の確認を行う。 ・機構から受領した住民票コードと個人番号を住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。 ・市町村CSから本人確認情報、転入通知等を受領し、住民基本台帳情報と突合する。
⑥使用開始日	平成27年7月14日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守委託		
①委託内容	住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託先の名称、理由、処理内容、取扱い情報、安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務着手前に書面により申請を受け、承認する。
	⑥再委託事項	データセンター内サーバ機器等の保守委託。
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
住民基本台帳事務窓口委託		
①委託内容	住民基本台帳に係る届出・申請に伴う各種処理及び証明発行	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社エイジェック	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 58 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 23 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	別紙1を参照
①法令上の根拠	別紙1の提供先一覧に記載
②提供先における用途	別紙1の提供先一覧に記載
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	別紙2を参照
①法令上の根拠	別紙2の移転先一覧に記載
②移転先における用途	別紙2の移転先一覧に記載
③移転する情報	住民票関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2 ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	対災害・アクセス制御等の各種セキュリティ対策を備えたデータセンターにて保管。
7. 備考	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報  [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月14日
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住民基本台帳システム )	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民部市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。</li> <li>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。</li> <li>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</li> </ul>
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul>
⑥使用開始日	平成27年7月14日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守委託	
①委託内容	住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・都道府県の執行機関に対し本人確認情報を提供する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報ファイルを構成する項目に記載及び変更が発生した都度随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県および地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するため、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイルおよび機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	





## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)に基づき、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先情報 )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月14日
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 自部署 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住民基本台帳システム )	
③使用目的 ※	法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
④使用の主体	使用部署	市民部市民課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年7月14日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守委託	
①委託内容	住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		





(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1	世帯番号
2	世帯主カナ氏名
3	世帯主漢字氏名
4	行政区コード
5	現住所郵便番号
6	現住所自治体コード
7	現住所町字コード
8	現住所
9	現住所方書コード
10	現住所方書
11	異動事由
12	宛名番号
13	除票区分
14	住民異動日
15	住民届出日
16	住定異動日
17	住定異動事由
18	住定届出日
19	住定届出事由
20	カナ氏名
21	漢字氏名
22	性別コード
23	生年月日
24	続柄コード
25	本籍自治体コード
26	本籍郵便番号
27	本籍
28	筆頭者漢字
29	旧姓漢字
30	住民票コード
31	前住所自治体コード
32	前住所郵便番号
33	前住所
34	前住所方書
35	前住所世帯主漢字
36	転出予定地自治体コード
37	転出予定地郵便番号
38	転出予定地
39	転出予定地方書
40	転出予定地世帯主漢字
41	転出確定地自治体コード
42	転出確定地郵便番号
43	転出確定地
44	転出確定地方書
45	転出確定地世帯主漢字
46	最終住民登録地自治体コード
47	最終住民登録地郵便番号
48	最終住民登録地
49	最終住民登録地方書
50	最終住民登録地世帯主漢字

51	未届期間開始
52	未届期間終了
53	付記事項(備考)
54	除票異動日
55	除票届出日
56	除票異動事由
57	除票届出事由
58	外国人本名カナ
59	外国人本名漢字
60	外国人通称カナ
61	外国人通称漢字
62	外国人併記名漢字
63	外国人併記名カナ
64	国籍コード
65	国籍漢字
66	在留カード等番号
67	在留資格コード
68	在留資格漢字
69	30の45区分
70	在留期間
71	在留期限満了日
72	外国人生年月日
73	外国人住民異動日
74	外国人住民届出日
75	外国人住定異動日
76	外国人住定異動事由
77	外国人住定届出日
78	外国人住定異動事由
79	居住地届出フラグ
80	通称履歴
81	個人番号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

団体内統合宛名	
82	団体内統合宛名番号
83	個人番号
84	宛名番号
85	氏名カナ
86	氏名漢字
87	生年月日
88	性別
89	市区町村コード
90	行政区コード
91	町字コード
92	郵便番号
93	都道府県名
94	市区郡名
95	町村名
96	字名
97	番地
98	方書
99	本番
100	枝番
101	棟番号
102	部屋番号
103	アルファベット氏名
104	通称名
105	漢字併記名
106	宛名区分
107	除票区分
108	システムコード
109	主体(実際上の主体)
110	事務(下欄)
111	具体的な手続(主務省令事項)
112	手続き根拠(法令・政省令・告示・通知)
113	施行日
114	廃止日
115	業務コード
116	番号出力停止フラグ(帳票への番号出力有無)
117	削除フラグ
118	変更前個人番号
119	変更後個人番号
所属利用事務権限	
120	所属コード
121	更新日時
122	更新ユーザID
123	連番
個人番号アクセスログ	
124	SEQ
125	団体内統合宛名番号
126	宛名番号
127	操作日
128	操作内容コード
129	システムコード
130	管理番号
131	操作端末
132	端末コンピュータ名
133	操作職員番号
134	操作職員所属名称
135	操作職員名称
136	備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 本人確認情報ファイル

1	住民票コード
2	漢字氏名
3	外字数(氏名)
4	ふりがな氏名
5	清音化かな氏名
6	生年月日
7	性別
8	市町村コード
9	大字・字コード
10	郵便番号
11	住所
12	外字数(住所)
13	個人番号
14	住民となった日
15	住所を定めの日
16	届出の年月日
17	市町村コード(転入前)
18	転入前住所
19	外字数(転入前住所)
20	続柄
21	異動事由
22	異動年月日
23	異動事由詳
24	旧住民票コード
25	住民票コード使用年月日
26	依頼管理番号
27	操作者ID
28	操作端末ID
29	更新順番号
30	異動事更新順番号
31	更新禁止フラグ
32	予定者フラグ
33	排他フラグ
34	外字フラグ
35	レコード状況フラグ
36	タイムスタンプ



(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 送付先情報ファイル

1	送付先管理番号
2	送付先郵便番号
3	送付先住所 漢字項目長
4	送付先住所 漢字
5	送付先住所 漢字 外字数
6	送付先氏名 漢字項目長
7	送付先氏名 漢字
8	送付先氏名 漢字 外字数
9	市町村コード
10	市町村名 項目長
11	市町村名
12	市町村郵便番号
13	市町村住所 項目長
14	市町村住所
15	市町村住所 外字数
16	市町村電話番号
17	交付場所名 項目長
18	交付場所名
19	交付場所名 外字数
20	交付場所郵便番号
21	交付場所住所 項目長
22	交付場所住所
23	交付場所住所 外字数
24	交付場所電話番号
25	カード送付場所名 項目長
26	カード送付場所名
27	カード送付場所名 外字数
28	カード送付場所郵便番号
29	カード送付場所住所 項目長
30	カード送付場所住所
31	カード送付場所住所 外字数
32	カード送付場所電話番号
33	対象となる人数
34	処理年月日
35	操作者ID
36	操作端末ID
37	印刷区分
38	住民票コード
39	氏名 漢字項目長
40	氏名 漢字
41	氏名 漢字 外字数
42	氏名 かな項目長
43	氏名 かな
44	郵便番号
45	住所 項目長
46	住所
47	住所 外字数
48	生年月日
49	性別
50	個人番号

51	第30条の45に規定する区分
52	在留期間の満了の日
53	代替文字変換結果
54	代替文字氏名 項目長
55	代替文字氏名
56	代替文字住所 項目長
57	代替文字住所
58	代替文字氏名位置情報
59	代替文字住所位置情報
60	外字フラグ
61	外字パターン

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)住民基本台帳ファイル、(2)本人確認情報ファイル、(3)送付先情報ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民からの届出・申請等の情報の入手にあたっては必要な手順を作成し、「小金井市戸籍、住民基本台帳等に係る届出等に関する本人確認等事務取扱要綱」に基づいて届出・申請内容、本人確認や個人番号の真正性確認を実施する。</li> <li>2. 市町村CSからの本人確認情報等の入手にあたっては、既存住基システム、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。また、市町村CSの利用記録を定期的にチェックすることで不正利用を抑止する。</li> <li>3. 利用端末にて照会する特定個人情報の入手にあたっては、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施す。</li> <li>4. 既存住基システムは管理者が許可した端末でのみ利用可能としている。また、利用できる職員を限定するためユーザID/手のひら静脈による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施すとともに、半年ごとにパスワードの更新を行う。</li> <li>5. 上記の対応が手順化され、当該情報システムを管理する所属長は、当該情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育を行う。</li> </ol>
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[ 特に力を入れている ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不適切な方法で入手が行われるリスク               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)リスクに対する措置の内容                   <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 「小金井市住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステム管理運用基準」により取扱い窓口・方法を指定することで不正な入手を防止している。</li> <li>b. データを格納しているサーバへの物理的アクセスが制限されており、不正な入手を防止している。</li> <li>c. システムの業務メニューを表示できるユーザーを限定することで、情報へのアクセスを制限し、目的外の入手を防いでいる。</li> <li>d. 既存住基システムは限られた端末でのみ利用可能とし、利用できる職員を限定している。また、ユーザID/手のひら静脈による認証を行い、アクセス権を持たない職員のなりすましによる入手への対策を施し、操作ログによる証跡を記録している。</li> <li>e. 各種照会情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得する仕組みである。</li> </ol> </li> <li>2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスク                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)入手の際の本人確認の措置の内容                       <p>「小金井市戸籍、住民基本台帳等に係る届出等に関する本人確認等事務取扱要綱」により規定された本人確認を行っている。</p> </li> <li>(2)個人番号の真正性確認の措置の内容                       <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 住民からの届出・請求情報の入手にあたっては、本人の個人番号カードの提示（個人番号カードがない場合には通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し又は住民記載事項証明書）を受け、既存住基システム、住基ネットを用いて個人番号の真正性確認を行う。</li> <li>b. 他団体からの証明書等の情報の入手にあたっては、既存住基システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い、本人の個人番号であることを確認する。</li> </ol> </li> <li>(3)特定個人情報の正確性確保の措置の内容                       <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 「小金井市戸籍、住民基本台帳等に係る届出等に関する本人確認等事務取扱要綱」による規定の改訂により対応する。</li> <li>b. 職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>3. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)リスクに対する措置の内容                       <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 事務分担表により規定された職員以外は触れない。最終退出者が重要情報の保管場所の施錠確認をしている。</li> <li>b. 個人情報へのアクセスや操作の失敗（障害記録）について記録を取得している。</li> <li>c. 上記については、業務マニュアルに記載し、新規職員に対して研修を実施している。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宛名機能の操作においてはユーザID/手のひら静脈による認証を実施しており、あらかじめ定められた職員及びシステム（機能）しか特定個人情報にアクセスできないように権限設定を行い、アクセス制御を行う。</li> <li>2. システム内の連携については、目的を超えた紐付けができないよう設計されている。</li> <li>3. 市町村CSとは予め定められたインタフェースでのみ、既存住基システムと接続を行うよう制御している。</li> <li>4. 市町村CSへのアクセスにおいてユーザID/手のひら静脈による認証を実施しており、あらかじめ定められた職員及びシステム（機能）しか特定個人情報にアクセスできないように権限設定を行い、アクセス制御を行っている。</li> <li>5. 宛名機能の操作の記録を取得・保管し、定期的にチェックしている。</li> </ol>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 既存住基システムへのアクセスにおいて、ユーザID/手のひら静脈による認証を実施している。 2. システム利用のアカウントは、個人に一意のアカウントを付与し、半年に一度パスワードを更新している。 3. 各システムメニューへのアクセス権は、システムメニューごとの管理者(主管課長)により承認されても ののみが使用できるよう許可制としている。 4. アカウントの発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時など、規定に基づいて随時行っている。 5. アカウント管理者は必要最小限とし、漏えい等が発生しないように厳重に管理している。	
その他の措置の内容	1. システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 2. 委託先事業者には、本システム使用者と退職後も有効な情報セキュリティに関する誓約書の取り交 わすことを契約事項に含めている。 3. 当該情報システムを管理する課長は、当該情報システム利用者に対して情報システムの適正な運 用を行うことを目的とした教育を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1. 端末に5分の強制ログアウトを設定し、また、離席時はログアウト(ログオフ)することで画面表示のリスクに対応する。 2. システムを使用する端末の画面を覗きしにくい場所に設置する。できない場合は、覗き見防止フィルターなどを装着する。 3. プリンタ出力された特定個人情報が含まれた紙は、印刷後、速やかに印刷物を取りに行き印刷物の取り忘れ防止を確実にする。 4. 誤って印刷された特定個人情報は再利用せず復元不能化処理等を行う。 5. 特定個人情報は支所や出張所等では取り扱わず、個人情報取扱責任者が常駐する執務室内で一元管理する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1. 委託先がプライバシーマーク認証及びISMSをベースとして定めた、情報セキュリティポリシー及び関連する情報セキュリティ実施手順の遵守 2. 委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 3. 従業員に対する教育の実施 4. 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 5. 業務上知り得た情報の守秘義務 6. 再委託に関する制限事項の遵守 7. 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 8. 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 9. 監査、検査	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託に関しては以下の制限を課している。 1. 再委託は原則禁止とするが、行う場合は事前に市の承認を得ること。 2. 再委託を行う場合は、再委託先も一次委託事業者と同等の義務を負うこと。 3. 再委託先の責任は、一次委託事業者が同様の責任を負うこと。	
その他の措置の内容	1. 委託先を選定する際に、ISO9001(品質)、ISO27001(情報セキュリティ)、Pマーク(個人情報)認証取得などを要件としている。 2. 委託先にて個人情報保護に関する規定、体制の整備、安全管理措置が取られているか、契約更新時等定期的にデータセンターの実地確認を行っている。 3. 特定個人情報ファイルへのアクセスができる端末制限を行っている。また、ユーザごとにアクセス制御を行っている。 4. 委託先から他社への提供は原則として認めていない。(ただし、事前に市の承認がある場合を除く) 5. 委託先へ特定個人情報を提供する際には、市が承認したVPN接続先以外に認めない。 6. 委託先へデータが格納された媒体を搬送する場合は、施錠可能なケースを用いる。 7. 個人情報を記録した媒体(紙、外部記録媒体)の破棄は、再利用できない措置を講じている。 8. 市は、事業者の拠点を必要に応じて現地調査・確認を行えることとしている。 9. 委託先での作業については、特定個人情報ファイル取扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報ファイルへのアクセス可能な作業員数を最小限にしている。また、そのアクセス制御が有効に機能していることを、月次で市に報告している。 10. 委託先での作業については、特定個人情報ファイルを使用した業務についての従事者、従事日時等を記録すること、市の求めに応じて提出する義務があることを契約内容に含めている。また、その記録が適正に取得されていることを、月次で市に報告している。 11. 取得したアクセスログは、漏えい、滅失及び毀損から適切に保護している。 12. 保管されているデータや、アクセスログは期限前に廃棄したり、期限終了後も漫然と保存してリスクを抱え込んだりすることのないよう、適正に管理されている。 13. 情報を記録している記録媒体が不要になった場合、記録媒体の初期化等、情報を復元できないよう処置したうえで廃棄している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
2か月に1回、契約履行状況の報告書の提出及び報告会が行われている。		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>1. 既存住基システムのソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう既存住基システムで担保している。</p> <p>(2) 特定個人情報の提供は既存住基システムでの連携に限定しており、人の手を介在できない。</p> <p>2. 既存住基システムの運用における措置</p> <p>(1) 既存住基システムで記録している操作ログは、不正な提供が行われていないことを適宜確認し、必要に応じてリストの出力を行う。</p> <p>(2) 提供に制限のある特定個人情報は、適切に不開示設定を行う実施手順を運用ルールに定め、当該ルールに従い実施している。</p> <p>(3) 自動応答不可の特定個人情報の提供に当たっては、所属長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。</p> <p>3. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>※情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>(2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>(4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>4. 中間サーバーの運用における措置</p> <p>(1) 不正検知の目的で、ログを定期的に確認する。</p> <p>(2) 中間サーバー接続端末の情報提供機能の利用にあたっては、事前に情報提供の内容について、上長の承認を得た上で、提供を実施する運用を義務付けている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>1. システム教育</p> <p>(1) 既存システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等に係る実施手順を、管理手順書に記載し、当該情報システムを管理する課長は、当該情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育を行っている。</p> <p>2. 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <p>(1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>(2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>(3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>(4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1. 物理的対策
  - (1) 特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置による入退室管理を行っている。
  - (2) 特定個人情報はすべてサーバ上で保管し、個別のPCに保管しない。
  - (3) 特定個人情報を記録された媒体の運用基準を定め、遵守状況を定期的に確認している。
  - (4) 特定個人情報を保管するサーバには、電源の冗長化、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。
  - (5) 特定個人情報を保管するサーバは定期保守を実施することで情報の毀損等への対策を図り、定期保守を実施する際には、事業者による漏えい等を防ぐため、秘密保持契約や情報を消去した状態での実施等の対策を実施している。
  - (6) 特定個人情報を保管するサーバは、不正利用の抑止を目的として監視カメラ等の設置している。
  - (7) 特定個人情報を記した書類等は、施錠可能なキャビネットに保管している。
  
2. 技術的対策
  - (1) ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。
  - (2) 他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する措置を講じている。
  
3. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置
  - (1) 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
  - (2) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
  - (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
  - (4) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1. 情報セキュリティに関する教育を、全ての職員に対して行っている。 2. 当該情報システムを管理する課長は、当該情報システム利用者に対して情報システムの適正な運用を行うことを目的とした教育を行っている。
10. その他のリスク対策	
情報セキュリティの事業者と契約し、その支援・助言を受けながら情報セキュリティリスクへの対応を行っている。	



## Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	小金井市総務部総務課情報公関係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926
②請求方法	指定様式(個人情報開示請求書)により書面の提出を受ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	小金井市市民部市民課市民係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9830
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年3月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令条の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul> <p>3. 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例第4条及び同条例別表第10の項</p>	事後	
	I 基本情報 6. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	市民部市民課長 松井 玉恵	市民部市民課長 高橋 弘樹	事後	

平成29年4月28日	<p>I 基本情報 6. 評価実施機関における 担当部署 ①部署</p> <p>II 特定個人情報ファイルの 概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・ 使用 ④使用の主体 使用部署</p>	市民課	市民部市民課	事後	
平成30年5月2日	<p>III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容</p>	ユーザID/パスワードによる認証	ユーザID/手のひら静脈による認証	事後	
平成30年5月2日	<p>III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提 供ネットワークシステムを通じ た入手を除く。)におけるそ 他のリスク及びそのリスクに 対する措置</p>	ユーザID/パスワードによる認証	ユーザID/手のひら静脈による認証	事後	
平成30年5月2日	<p>III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容</p>	ユーザID/パスワードによる認証	ユーザID/手のひら静脈による認証	事後	
平成30年5月2日	<p>III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザー認証の管理 具体的 な管理方法</p>	ユーザID/パスワードによる認証	ユーザID/手のひら静脈による認証	事後	

令和1年6月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、14、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	
令和1年6月27日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民部市民課長 高橋 弘樹	市民部市民課長	事後	
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託 委託件数	1件	2件	事後	
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託 委託事項		委託事項 住民基本台帳事務窓口委託 ①委託内容 住民基本台帳に係る届出・申請に伴う各種処理及び証明発行 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先 株式会社エイジェック ④再委託の有無 再委託しない	事後	

<p>令和1年6月27日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託委託事項</p>	<p>委託事項 住民基本台帳ファイルの運用保守委託 ①委託内容 住民基本台帳ファイルの運用保守 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先 株式会社ジーシーシー ④再委託の有無 再委託する(住民基本台帳ファイル) 再委託しない(本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイル)</p>	<p>委託事項 住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守委託 ①委託内容 住民基本台帳ファイル及び住基ネットCSの運用保守 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先 株式会社ジーシーシー ④再委託の有無 再委託する(住民基本台帳ファイル) 再委託しない(本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイル)</p>	<p>事後</p>	
<p>令和2年6月30日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能 10. 送付先情報の通知</p>	<p>10. 送付先情報の通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、市町村CSへ送付先情報を通知する機能</p>	<p>10. 送付先情報の通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書等)を送付するため、市町村CSへ送付先情報を通知する機能</p>	<p>事後</p>	
<p>令和2年6月30日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能 7. 送付先情報通知</p>	<p>7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p>	<p>7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p>	<p>事後</p>	

<p>令和2年6月30日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能</p>	<p>1 証明書データ作成機能 機構が管理する証明書交付センター(以下交付センター)からの要求に応じて、住民票の写し、印鑑登録証明書に関する証明書データを作成し、送信する。 2 住民記録システムとの情報連携機能 既存住基システムで住民票の記載事項、印鑑登録、住民基本台帳カード・個人番号カードの識別番号や暗証番号に関する異動等が発生した際に住民記録システムから証明書の発行に関する情報を受信する。 3 カード情報管理機能 コンビニのマルチコピー機で証明書を取得するために、住民基本台帳カードに設定される識別番号や個人番号カードに設定される識別番号を個人と紐付け、暗証番号を管理する。</p>	<p>1 証明書データ作成機能 機構が管理する証明書交付センターからの要求に応じて、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本及び戸籍の附票に関する証明書データを作成し、送信する。 2 住民記録システム及び戸籍システムとの情報連携機能 既存住基システムで住民票及び戸籍の記載事項、印鑑登録、住民基本台帳カード・個人番号カードの識別番号や暗証番号に関する異動等が発生した際に住民記録システムから証明書の発行に関する情報を受信する。 3 カード情報管理機能 コンビニのマルチコピー機で証明書を取得するために、住民基本台帳カードに設定される識別番号や個人番号カードに設定される識別番号を個人と紐付け、暗証番号を管理する。</p>	<p>事後</p>	
	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続</p>	<p>[○] 既存住民基本台帳システム</p>	<p>[○] 既存住民基本台帳システム [○] その他 ( 戸籍システム)</p>	<p>事後</p>	

令和2年6月30日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事後	
令和2年6月30日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性</p>	<p>番号法第7条第2項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>	<p>番号法第7条(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)に基づき、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>		
令和2年6月30日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目</p>	<p>・業務関係情報 [○]その他(通知カード及び個人番号カード交付申請書の送付先情報)</p>	<p>・業務関係情報 [○]その他(個人番号通知書及び個人番号カード交付申請書の送付先情報)</p>	事後	
令和2年6月30日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性</p>	<p>・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。</p>	<p>・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報に係る情報を記録する必要がある。</p>	事後	

令和2年6月30日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(3)送付先情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>③使用目的</p>	<p>法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。</p>	<p>法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。</p>	事後	
令和2年6月30日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(3)送付先情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法</p>	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	<p>・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	事後	
令和2年6月30日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(3)送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>①法令上の根拠</p>	<p>総務省令第85号 第36条 通知カード・個人番号カード関連事務に係る通知</p>	<p>総務省令第85号 第36条 個人番号通知書・個人番号カード関連事務に係る通知</p>	事後	
令和2年6月30日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(3)送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>②提供先における用途</p>	<p>市町村から法令に基づく委任を受け、通知カードおよび交付申請書を印刷し、送付する。</p>	<p>市町村から法令に基づく委任を受け、個人番号通知書および交付申請書を印刷し、送付する。</p>	事後	
令和2年6月30日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(3)送付先情報ファイル</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>⑦時期・頻度</p>	<p>送付先情報ファイル作成日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。</p>	<p>新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。</p>	事後	



令和2年6月30日	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスク (2)個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>(2)個人番号の真正性確認の措置の内容 a. 住民からの届出・請求情報の入手にあたっては、本人の個人番号カードの提示(個人番号カードがない場合には通知カード)を受け、既存住基システム、住基ネットを用いて個人番号の真正性確認を行う。 b. 他団体からの証明書等の情報の入手にあたっては、既存住基システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い、本人の個人番号であることを確認する。</p>	<p>(2)個人番号の真正性確認の措置の内容 a. 住民からの届出・請求情報の入手にあたっては、本人の個人番号カードの提示(個人番号カードがない場合には通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し又は住民記載事項証明書)を受け、既存住基システム、住基ネットを用いて個人番号の真正性確認を行う。 b. 他団体からの証明書等の情報の入手にあたっては、既存住基システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い、本人の個人番号であることを確認する。</p>	事後	
令和3年6月29日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠</p>	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年6月29日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無</p>	<p>[○]提供を行っている (56件) [○]移転を行っている (19件)</p>	<p>[○]提供を行っている (59件) [○]移転を行っている (23件)</p>	事後	
令和4年6月28日	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二  (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)  (別表第二における情報照会の根拠) ・なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事後	

令和4年6月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている (59件)	[○]提供を行っている (58件)	事後	
-----------	---	-------------------	-------------------	----	--